

# 平成22年度 事業計画

特定公益増進法人  
財団法人 日本レクリエーション協会

平成22年度の事業運営について（案）

#### レクリエーション運動の目標

一人ひとりの生活の質の向上を目指し、それを支えていく各種の環境を整えること  
果たすべき役割

1. からだとこころの健康と生きがいづくり
2. 次世代の育成に万全の努力
3. 交流によるあたたかい地域社会の再生
4. 文化性豊かな国づくりの実現
5. 自然環境（地球環境）を守り、持続していく取組み

#### <平成 22 年度への基本方針>

経済的な環境が一層厳しさを増す中で、多くの国民にとって、よりよく生活し、よりよく生きることは、一層切実な課題となっています。一方、こういう時代だからこそレクリエーション活動に期待するという声も高まり、広がりつつあるのも事実です。

日本レクリエーション協会は、「楽しさ」「遊び」を通して「一人ひとりの豊かなライフスタイルと生き生きとした生涯スポーツ社会の実現」という使命のもとで、レクリエーション運動を推進してまいりました。ここ数年、より多くの市民へのレクリエーション活動の啓発と個人の生活課題、社会的課題に対するレクリエーション支援の展開、充実のための事業を積み重ねたことによる成果は、各領域において小さな芽生えとして生まれてきました。今後は、この小さな芽生えをよりしなやかな、芯のある幹に育てるためには、これまでの取り組みの蓄積をしっかりと継承し、より一層の改善、拡充を図っていくことが不可欠であると考えます。

平成 22 年度における基本方針としては、将来にわたりレクリエーション運動の推進を確実に継続し、より発展させるために、下記の 4 つの基本目標の達成に向けて、これまでの重点施策の諸事業をより効率化、合理化を図り、展開していくこととし、さらに、これまでに蓄積された人材、推進組織、事業実績等をより一層積極的に活用し、内外に効果的に発信することにも力点を置くこととしたい。

なお、近年の指導者の養成、登録事業における大幅な収入減による財政基盤の圧迫に対応するために、特に本協会と都道府県レクリエーション協会及び各種目団体、領域団体との一層の連携の強化を図りつつ、主要施策へ取り組むとともに、財政基盤確立に向けての検討を深めることとする。

また、平成 20 年 12 月 1 日に施行された新公益法人制度については、平成 22 年度の初めに公益財団法人への移行申請を行うこととする。

#### <平成 22 年度の基本目標>

1. レクリエーション運動の担い手の増加
2. レクリエーション指導者への活動支援の活性化
3. レクリエーション活動の普及啓発の拡充
4. レクリエーション用具、書籍等の販売の拡大

以上の四点を基本目標に据え、レクリエーション運動の目的の実現に向けて、次の各事業に取り組んでまいります。

#### 1. レクリエーション運動の担い手（公認指導者）の育成

時代の要請に応じて、地域社会において積極的にレクリエーションを活用し、地域住民の支援、地域づくり等に取り組む公認指導者及び介護領域や保育・幼児教育領域等の現場で活動する公認指導者を中核としたレクリエーション運動の担い手の育成に取り組む。このことを通して、より一層公益の拡充に貢献することを目指す。

そのために、都道府県レクリエーション協会（以下「都道府県協会」という。）市区町村レクリエーション協会（以下「市区町村協会」という）と大学、短期大学、専門学校等の高等教育機関（以下、「高等教育機関」という）との連携により下記の諸事業を展開する。そして、より公益に資する担い手養成のための学習内容および養成の仕組みの改善を行うと共に、約11,000名の公認指導者の養成を図る。また、これらの人材の育成を通じた公益の拡充のための諸事業の展開に不可欠な都道府県協会等の組織運営基盤の拡充にも取り組む。

公認指導者の養成は、「日本レクリエーション協会指導者養成制度」「公認指導者資格認定・登録規程」に基づき実施する。

大学、短期大学、専門学校のうち、本協会よりレクリエーション指導者養成課程の認可を受けた大学、短期大学、専門学校を「課程認定校」という。

#### （１）都道府県レクリエーション協会と連携した公認指導者等の養成の拡充

主な目標：主に地域活動の中で公益の拡充に貢献する人材の養成事業の促進

##### 幅広いレクリエーション運動の担い手の養成事業の促進

高齢者の生き生きとした生活や、子どもたちや親子の豊かな体験を支えるといった公益に資するレクリエーション運動への幅広い一般市民の参画促進のためのボランティア育成事業を以下のように展開する。なお、育成したボランティアが、公益活動の質と持続性、自発性を高めるために公認指導者へとステップアップを図ることを支援する事業の実施、及び制度の整備も進める。

ア．都道府県協会等によるレクリエーション・ボランティア育成事業（介護予防領域、子育て支援・子どもの健全育成領域等）の促進。

イ．都道府県協会等が育成したボランティアの活動の継続、発展のための組織化の促進

ウ．レクリエーション・ボランティアの学習過程や活動実績を、レクリエーション・インストラクター等公認指導者資格取得の一部単位として認める制度の整備・普及

##### 公認指導者養成事業の実施促進

都道府県協会が行う、地域におけるレクリエーション活動を通じた公益への貢献の中核となるレクリエーション・インストラクター等公認指導者の養成促進を目指し、都道府県協会が行う養成事業の活性化のための以下の支援を実施する。

ア．都道府県協会が行う公認指導者養成事業への支援

イ．都道府県協会及び市区町村協会が行う養成事業を担う講師の育成（講師養成トレーニング研修の実施等）

ウ．現場に即した学習プログラム等の調査研究開発、都道府県協会と連携した養成事業のモデル開発及び成果の発信等、都道府県協会及び市区町村協会が行う養成事業の効果的な教育内容の伝達講習会の実施

公認指導者養成事業への地域住民の理解、認知の獲得

都道府県協会等が行う養成事業への地域住民の理解を深め、事業への参加を促すと

ともに、当該都道府県における行政、団体、企業等からの幅広い協力、連携を得ることをめざし、以下の事業を実施する。

- ア. 地域住民にむけた（財）日本レクリエーション協会（以下、日本協会という）のホームページへ、都道府県協会が行う養成事業に係る情報の掲載、及び発信
- イ. 当該都道府県民、民間団体、企業、行政等に向けた計画的な情報の発信等、養成事業に関する広報の充実

## （２）大学、短期大学等の高等教育機関と連携した公認指導者の拡充

主な目標：主に介護領域や保育・幼児教育領域における公益の拡充に貢献する人材の養成の促進

高等教育機関との連携の拡充（課程認定校制度の普及）

レクリエーション・インストラクター等の公認指導者を養成する学習課程を、介護福祉、保育・幼児教育、社会教育等の専門領域における教育の一環として活用しながら、公認指導者の養成、すなわち、当該領域においてレクリエーションを通じた公益に資する活動を展開する人材を育成する課程認定校制度について、各領域の大学、短期大学、専門学校等高等教育機関に幅広く紹介し、普及を図るために、以下の事業を実施する。

- ア. 課程認定校等との連携による公認指導者養成学習課程の有効性の把握等基礎的調査研究の促進
- イ. 上記研究成果等を用いた公認指導者養成学習課程の理解促進のためのプロモーション活動の実施
- ウ. 公認指導者養成学習課程を用いた課程認定校制度の普及促進のための制度面の改善
- エ. 高等教育機関に対する個別の訪問や来訪相談への対応

課程認定校への支援

日本レクリエーション協会公認指導者養成課程認定校研究連絡会議（以下、課程認定校研究連絡会議という）と連携し、課程認定校の公認指導者養成の活性化のための各種支援を実施する。

- ア. 課程認定校担当教員の研究集会の開催やホームページによる情報提供等を通じて、各領域で有効な教育方法や教材等の共有の促進
- イ. 研究助成事業等を通じた教員等の研究活動の促進
- ウ. 日本協会、都道府県協会によるレクリエーション関連の担当講師や現場実習、教材等に関する相談への対応、当該都道府県内の課程認定校間の情報交換の機会の提供等への支援の実施

## （３）高い専門性を持った公認指導者養成事業の強化

主な目標：地域や介護、保育等の領域で、レクリエーション活動を展開するレクリエーション・インストラクター等レクリエーション運動の担い手の範となり、公益活動を牽引するレクリエーション・コーディネーターや福祉レクリエーション・ワーカー、余暇開発士の養成

社会教育、生涯スポーツ振興領域等での専門性を持った指導者の育成

社会教育領域や地域社会で行われるレクリエーションや生涯スポーツ等の事業、社

内イベント等の効果的な実施にも貢献できる専門性をもった指導者の育成を、次のようにすすめる。

- ア．地域での事業や企業の社内イベント等と連動した、レクリエーション・コーディネーターや余暇開発士の集合学習や通信教育の実施
- イ．集合学習等の実施を通じた学習カリキュラムの改善や有効な学習内容、方法の開発の実施。

社会福祉領域等での専門性を持った指導者の育成

介護や医療・保健分野、保育・幼児教育等の領域でのレクリエーションを活用して利用者・対象者への支援等の質を向上を図り得る高い専門性を持った公認指導者の育成を、次のようにすすめる。

- ア．各種領域の優れた実践家や課程認定校教員等研究者と連携した、福祉レクリエーション・ワーカーの集合学習や通信教育の実施。
- イ．集合学習等の実施を通じた学習カリキュラムの改善や有効な学習内容、方法の開発の実施。

#### (4) 公認指導者の知識・技能の審査・認定に関する諸事業の実施

主な目標：公認指導者の知識・技能の審査・認定を通じた、質の高い公認指導者の活動の継続及び公認指導者の活動総体での公益への貢献の拡充

審査及び認定・登録の実施

都道府県協会や課程認定校と連携し、各種公認指導者養成事業の修了者に対する、公益に貢献し得る知識・技能の有無について審査・認定を行い、認定者に対して公認指導者として登録を行う。

- ア．修得した知識・技能を審査し、その証明のための資格付与
- イ．認定した公認指導者の情報を適切に管理し、活動促進等の支援を行うための公認指導者の登録

養成及び認定・登録に関する制度、教育内容等の充実

人々のニーズや社会の要請の変化等に応じて公認指導者養成の内容や制度の総合的・戦略的な検討、見直しの継続実施及び、個別の課題への対応の方針や施策の実現を図るために、以下の事業を実施する。

- ア．養成事業、認定・登録事業等全般にかかわるグラウンドデザインや、個別の制度内容や教育内容の検討等の課題の大小や優先度等に応じた、柔軟な検討体制の構築、及び検討機会の実施
- イ．各種課題の解決に向けた、学識経験者、介護、保育、社会教育等の専門家、事業運営者等と連携した基礎的な調査研究の実施

## 2. 公認指導者の活動促進を通じたレクリエーション運動の一層の推進

国民一人ひとりの健やかで張り合いのある豊かな暮らしの実現と地域や社会の課題の解決を通じた公益への一層の貢献の実現に向けて、レクリエーション運動の担い手一人ひとりが積極的な活動を展開できるように、公認指導者等の支援を図る。

### (1) 都道府県協会と連携した公認指導者への支援の拡充

主な目標：レクリエーション運動の担い手の活動の活性化による、総体としての

## 公益への貢献を拡充を企図した公認指導者等へのきめ細やかな支援の実現

### 都道府県協会による公認指導者への支援事業の充実

公認指導者の公益に資する活動への支援事業に関する助成、ノウハウの提供に加え、日本協会のホームページや情報紙誌等を積極的に活用した情報の提供、発信を行う。また、それらの情報発信等を通して、公認指導者や都道府県協会の公益に資する活動への幅広い理解や支援の獲得も目指す。

- ア．都道府県協会による公認指導者への研修の実施や情報紙の発行を通じたスキルアップ事業、活動の機会となる事業の実施等への助成の実施
- イ．あそびの城づくり推進事業の展開と実施地区への支援の実施、及び各種ノウハウの提供
- ウ．子どもの居場所づくりボランティア及び介護予防ボランティアの講習、研修事業等も含めた都道府県協会の中核事業の情報の、日本協会のホームページ等を通して公認指導者や関係機関、団体への積極的な発信

### 都道府県協会と連携した公認指導者等支援事業の質の向上

- ア．都道府県協会と連携したモデル事業等の実施を通じたスキルアップ講習事業の教材や教授法等、支援事業のノウハウの開発・普及
- イ．都道府県協会と日本協会のスキルアップ事業の共同開催を通じた、公認指導者のスキルアップ等のための講習を担当する講師育成研修の実施
- ウ．上記の連携のあり方に関する都道府県協会との検討会議等の開催

市区町村レクリエーション協会等地域における公認指導者の組織化の促進  
レクリエーション運動の担い手による、より身近な地域での公益に資する活動の促進を目指し、市区町村等地域における公認指導者等の互助による自主的、継続的な事業、活動やその実施のための組織の育成、立ち上げの支援を行う。

## (2) 日本協会による直接的な公認指導者への支援の実施

主な目標：社会的な課題や支援対象の生活課題の解決に向けた一人ひとりのレクリエーション運動の担い手の活動の質を高め、総体としての公益への貢献をより一層拡充するための情報の提供やスキルアップの機会の提供の拡充

### 情報提供の強化

公認指導者一人ひとりの活動の質を高める知識や技術、実践事例等の情報を継続的に提供するために、以下の事業を実施する。

- ア．情報誌（紙）の定期的、継続的な公認指導者への頒布
- イ．公認指導者専用のホームページの活用等による情報の提供
- ウ．上記情報提供を適切に実施するための、公認指導者の住所等の情報の更新と管理

### スキルアップのための研修事業の実施

公認指導者一人ひとりの活動の質を高めるための知識や技術を提供する講習事業を、介護領域、保育・幼児教育領域、地域保健・看護領域等、公認指導者が活動する領域の専門家、団体・機関と連携して実施する。

### 3. 加盟団体等との連携を通じて、豊かなライフスタイル、生きがいのある生活の実現を促すレクリエーションの普及・啓発事業の実施

生きがいのある健やかな生活の実現のためのレクリエーション活動の有効性を加盟団体等との連携によるさまざまな事業を通じて啓蒙し、レクリエーション活動に親しむきっかけとなる機会や情報を提供することを通して国民各層の生活の質を高め、あわせてこれらの事業を実施することにより、都道府県レクリエーション協会等の経営強化、及び加盟団体育成の拡充への支援を行うこととする。

#### (1) 普及・啓発事業の実施

主な目標：広く国民各層にレクリエーション活動に親しむきっかけの提供を企図した事業の実施を通じた、国民各層の生活の質の向上への貢献の拡充

日本協会による全国規模の大会、キャンペーンによる普及・啓発事業

- ア. 開催都道府県民をはじめ、広く国民各層に、レクリエーション活動の意義等の理解を深める機会として、また、全国各地域、専門領域でのレクリエーション支援に関わる有資格者、関係者の日頃の活動成果の発表や情報交換の機会として、さらに全国の愛好者の交流の場としての全国レクリエーション大会の開催
- イ. 幼児から高齢者、障害者まで幅広い国民が、それぞれのライフスタイルにあわせて参画でき、地域での交流を深めることができるキャンペーン事業の実施

企業や民間団体等との連携を通じた普及・啓蒙事業

さまざまなレクリエーション手法の活用やノウハウに対する企業や民間団体からの事業委託や講師等の派遣要請に対応する事業

- ア. 野外活動団体（日本キャンプ協会、日本サイクリング協会、日本ユースホステル協会、日本オリエンテーリング協会）と協力し、野外活動指導者の養成を行う。特に、日本体育協会との共通科目の養成を担当する。
- イ. 団体、企業等からの講師派遣事業、
- ウ. チャレンジ・ザ・ゲーム運営及び審判員派遣等の委託事業

#### (2) 情報提供の拡充

主な目標：レクリエーション活動を通じた生活の質の向上を促進するための、活動の方法や活動機会の情報提供の充実

- ア. ホームページの運営
- イ. 月刊 REC 誌の発行：年 10 回 ((財) 日本宝くじ協会助成申請中)
- ウ. レクリエーション活動啓発パンフレット（4 種を制作、頒布）  
((財) 日本宝くじ協会助成申請中)

#### (3) 加盟団体による普及・啓発活動の促進

主な目標：加盟団体の公益的なレクリエーション普及・啓発活動を促進

- ア. 地域住民への公益的な事業の実施促進に向けた支援
- イ. 団体の情報紙やホームページ等による一般市民向けの情報発信に対する支援
- ウ. 都道府県のレクリエーション普及促進に向けた組織整備及び経営等の支援
- エ. 生涯スポーツ振興等を通じての加盟団体による公益的なレクリエーション普及・啓発の促進

オ. 全国規模の大会等を通じての加盟団体による普及・啓発活動の促進  
カ. 会議、訪問等による事業実施ノウハウ等の共有

(4) 国等との連携・協力を通して、国民各層への健康・生きがいづくりへの貢献  
主な目標：国等の公益に資する施策、事業との連携・協力の促進を通じた、より一層の公益への貢献の実現

生涯スポーツ振興等を通じての健康・生きがいづくりの充実への貢献

スポーツ・健康づくりに親しむライフスタイルの実現を目指す上での支援者を、広く国民の中から育成するために、以下の事業を実施する。あわせて、文部科学省の生涯スポーツ振興、体力向上等の施策にも以下のような協力により、事業を実施する。

ア. おやこ元気アップ！事業

(文部科学省子どもの体力向上推進事業・事業受託予定)

イ. 「体育の日」中央記念行事の実施(「体育の日」中央記念行事実行委員会)

ウ. 高齢者の元気づくりサポーター養成事業

((独)日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成申請中)

エ. 運動が苦手の人でもスポーツ好きになる！ニュースポーツ指導者セミナーIN 神奈川

((独)日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成申請中)

オ. 潜在的な指導者発掘と結集による事業展開モデル

((独)日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成申請中)

カ. 子どもの居場所を活用した子ども体力向上プログラムの展開

((独)日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成申請中)

キ. 高齢者障がい者のための指導者養成カリキュラムの教育効果の把握・評価研究事業

((独)日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成申請中)

ク. 総合型地域スポーツクラブの創設及び既存クラブの自立支援

((独)日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成申請中)

ケ. 生涯スポーツ全国会議の実施

(生涯スポーツ全国会議実行委員会)

コ. その他生涯スポーツの普及・振興に関する会議への協力、情報提供、  
子どもの健やかな育ちを支える地域づくりへの貢献

文部科学省、厚生労働省の放課後子どもプラン等への協力を通して、子どもの健やかな育ちを支える地域づくりの推進(放課後子どもプランの放課後子ども教室等の活性化等)を支援する事業を以下のように実施する。

ア. 全国いつでもチャレンジ・ザ・ゲーム大会(年間通じての開催)

イ. 「ロープ・ジャンプ・エクストラ」大会(都道府県予選大会及び全国大会)の開催(共催(株)フジテレビジョン、協力パナソニック株式会社の支援。放映:(株)フジテレビジョン。以上(予定))

ウ. 子育て期の親子のスポーツ促進プログラム開発

(福祉・医療機構助成事業申請中)

(5) 国際交流の促進

諸外国のレクリエーション普及・振興にかかわる団体、機関との交流を促進する。

(6) レジャー・レクリエーションに関わる調査・研究の実施

レクリエーションの普及・振興にかかわる調査・研究事業を実施し、その成果を広く公開する。

(7) その他のレクリエーション活動の普及・啓発

公益に資する事業に対する寄付を受け、一層の普及・啓発事業を進めると共に、レクリエーションの普及振興に功労のあった者の表彰を行う他、文部科学大臣表彰、紺綬褒章等への推薦を行う。

#### 4. レクリエーション活動のための用具・書籍等の販売

本事業は、広く国民が多様なレクリエーション活動に親しむとともに、心身の健康づくり、生きがいづくり、コミュニケーション促進につながるレクリエーション活動の普及・啓発を拡充させるとともに、本協会にとって、実施する公益事業の継続及び拡充のための基盤整備に不可欠な事業である。

今年度は、販売拡充をめざし、ホームページやパンフレット等の媒体を、活用現場において実際に活用する商品購入者の目線での見直しを図るとともに、介護予防や子育て支援等の活用現場に即した活用方法の提案を添える等、既存用具、書籍の付加価値を一層高めるための改善を図る。また、これまでのモデル開発を踏まえ、都道府県レクリエーション協会の講習事業等と連動し、双方でメリットを共有できる商品販売の仕組みの再構築も目指す。

#### 5. 日本協会の新公益法人制度への対応と財政基盤の改善への検討

—昨年12月より法制化した新公益法人制度への対応については、移行申請に向けて準備を進めることとしている。

今年度は、レクリエーション運動の本部事務局として、既出1～4の事業の十全な展開を図るとともに、近年の厳しい財政基盤の改善に向けた検討を行うこととする。